

一の宮中学校 P T A 会則・細則改正（案）について

秋も深まり、毎日充実した学校生活を送る生徒同様に、P T A 会員の皆様におかれましても益々御清祥のことと存じます。

平素より、本校 P T A 活動への温かい御理解御協力に深く御礼を申し上げます。

この度、「阿蘇市立一の宮中学校 P T A 会則・細則」の改正を御提案いたします。これまで各地区総会で役員及び委員会委員を選出してまいりましたが、一部の地区によっては今後、P T A 数の減少により、役員 3 名・委員会委員 8 名の同時選出が厳しくなる地区が出てまいりました。

そこで、今年度の P T A 役員会や臨時 P T A 役員会において、地区の統合や再編成を含めた見直しの検討、役員数の地区割当等について、専門委員会のこれまでの活動検証や委員選出方法・委員定数など、あらゆる側面から意見交換を行いながら議論してまいりました。そこで協議しました主な改正内容は以下のとおりです。

【主な改正内容（案）】

- ・各地区で選出している「委員会委員」及び「監査委員」を学年ごとに選出する。
- ・宮地 1・2・3 地区から選出している研修委員 30 名を代表する「研修委員長」を新設する。
- ・古城地区・坂梨地区の役員定数を 3 名から 2 名にする。
- ・上記の変更に伴い、P T A 役員数を 15 名から 13 名とする。

改正案では、P T A 役員の書記、会計及び新設の研修委員長が宮地 1・2・3 地区のみの輪番となりますが、これまで 5 地区輪番選出による P T A 会長・（母親部長を含む）副会長 5 名・専門 4 委員長（文化広報、生活安全、保健体育、施設緑化）の輪番につきまして変更はございません。

また、監査委員につきましては、独立した立場から P T A 役員会を監査いただこうと、考えております。

詳細につきましては、「別紙 1」及び「阿蘇市立一の宮中学校 P T A 会則（案）」をご確認ください。

以上の改正案を一の宮中 P T A 会員の皆様に御検討お願いします。これから先の本校 P T A が、活動を通じた親としての学びを深める場として、保護者をはじめ沢山の皆さまが子供達と共に学びあえる P T A になっていく為に、今後とも御理解を宜しくお願い申し上げます。

No2 別紙1

一の宮中学校PTA細則 第2条 ※現在の細則

各役員			H30 (R5)	H31(R1) (R6)	R2 (R7)	R3 (R8)	R4
会長	副会長	監査委員	宮地1	宮地3	坂梨	宮地2	古城
副会長(母親)	監査委員	文化広報委員長	宮地3	坂梨	宮地2	古城	宮地1
副会長	書記	施設緑化委員長	坂梨	宮地2	古城	宮地1	宮地3
副会長	会計	保健体育委員長	宮地2	古城	宮地1	宮地3	坂梨
副会長	監査委員	生活安全委員長	古城	宮地1	宮地3	坂梨	宮地2
選考委員:各地区2名							



一の宮中学校PTA細則 第2条 改正(案)

令和2年11月(案)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
宮地1	副会長	副会長(母親)	会長	副会長	副会長	副会長	副会長(母親)
宮地1	書記	研修委員長	副会長	書記	研修委員長	会計	書記
宮地1	施設緑化委員長	文化広報委員長	会計	生活安全委員長	保健体育委員長	施設緑化委員長	文化広報委員長
宮地2	会長	副会長	副会長	副会長	副会長(母親)	会長	副会長
宮地2	副会長	会計	書記	研修委員長	会計	副会長	研修委員長
宮地2	研修委員長	生活安全委員長	保健体育委員長	施設緑化委員長	文化広報委員長	書記	生活安全委員長
宮地3	副会長	副会長	副会長(母親)	会長	副会長	副会長	副会長
宮地3	会計	書記	研修委員長	副会長	書記	研修委員長	会計
宮地3	保健体育委員長	施設緑化委員長	文化広報委員長	会計	生活安全委員長	保健体育委員長	施設緑化委員長
古城	副会長(母親)	会長	副会長	副会長	副会長	副会長(母親)	会長
古城	文化広報委員長	副会長	生活安全委員長	保健体育委員長	施設緑化委員長	文化広報委員長	副会長
坂梨	副会長	副会長	副会長	副会長(母親)	会長	副会長	副会長
坂梨	生活安全委員長	保健体育委員長	施設緑化委員長	文化広報委員長	副会長	生活安全委員長	保健体育委員長
選考委員:各地区2名							

※PTA会長・副会長(母親部長)4専門委員長の輪番ローテーションは変更なし。

※PTA書記・会計・研修委員長(新設)の輪番は、宮地1・2・3地区でローテーション

※これまでPTA役員の監査委員については学年各1名選出(委員選出時に1名選出)

以上

一の宮中学校PTA会則・細則改正（案）に係る書面回答の依頼

次の改正案につきまして、下記の「書面による表決」に賛否の記載をお願いいたします。

会則及び細則の改正（案）

- ①（現）各専門委員会の委員を地区から選出
→（改正案）毎年2月開催定期総会後の学年懇談会時に選出（4専門委員会の委員を、新2・3年からそれぞれ5名ずつ選出）
- ②（現）監査委員3名を地区から選出。→（改正案）学年より1名選出へ（監査3名）
- ③（改正案）PTA研修委員長（1名）を新設
- ④（現）PTA役員数15名（各5地区3名ずつ、計15名）
→（改正案）PTA役員数13名（宮地1・2・3地区から各3名ずつ、古城・坂梨地区各2名選出の計13名へ）

改正後の役員等選出（※改正による変更箇所）

各地区からの選出	各学年からの選出
<ul style="list-style-type: none">・会長・副会長（母親部長含む）・4専門委員長（文化広報・施設緑化・保健体育・生活安全）※研修委員長（宮地1・2・3地区より）・書記、会計（※宮地1・2・3地区より）・研修委員（宮地1・2・3地区より10名ずつ）	<ul style="list-style-type: none">※4専門委員の委員（文化広報・施設緑化・保健体育・生活安全）を新2・3年からそれぞれ5名ずつ※監査委員（各学年1名）

なお、このPTA会則・細則改正（案）は令和2年11月2日（月）一の宮中学校PTA役員会の中で、一の宮中学校PTA会員への総意をはかり改正される旨を確認しております。

※賛成・否決いずれかに、○印を記入、署名、捺印の上、各担任の先生に御提出下さい。

※白紙回答、あるいは期限内に回答がない場合は賛成の意思とさせていただきます。

※過半数の賛成により改正となります。

※今回の意思回答はURLでの回答も可です。紙面での提出、URLのどちらかでの回答をお願いいたします。
回答期限：令和2年11月13日（金）まで。

以上

切り取り

阿蘇市立一の宮中学校PTA会則・細則改正（案）の書面回答

阿蘇市立一の宮中学校PTA PTA会長 市原誠一郎宛

私は、令和2年11月のPTA会則・細則改正（案）について以下のように意思回答します。

阿蘇市立一の宮中学校 年 生徒氏名（ ）
保護者氏名（ ㊟

上記①～④（案）について	
賛成	否決